

内閣衆質180第133号
平成24年3月21日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路孝弘 殿

衆議院議員田中康夫君提出「休眠口座」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田中康夫君提出「休眠口座」に関する質問に対する答弁書

一の1から3までについて

昭和60年12月に全国銀行協会連合会（現一般社団法人全国銀行協会。以下「全銀協」という。）において、いわゆる休眠預金に係る預金者に対する通知及び利益金処理等の取扱基準（以下「取扱基準」という。）が定められ、その旨、大蔵省（当時）に報告があったと承知している。

一の4について

御指摘の発言等は、全銀協が定めた取扱基準を踏まえたものであると承知している。

一の5から7までについて

いわゆる休眠預金の取扱いに関し、国税当局が全銀協等の業界団体に対して何らかの要請や指導をした事実は確認できないが、全銀協が定めた取扱基準を国税当局の部内において周知した事実は確認している。

一の8について

お尋ねについては、政府としては、記録が存在しないため、確認できない。

一の9及び10について

我が国におけるいわゆる休眠預金の現状については、今後、成長ファイナンス推進会議において調査することとしているが、現時点で把握している限りでお答えすると、国内の銀行、信用金庫、信用組合及び労働金庫において利益として計上された休眠預金は、平成21年3月期は約846億円、平成22年3月期は約883億円、平成23年3月期は882億円であると承知している。なお、個別金融機関に関するお尋ねについては、これを明らかにすることは、個別金融機関の正当な利益を害するおそれがあることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二の1及び2について

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）の施行の際現に存する整備法附則第5条第1項各号に掲げる郵便貯金については、同条の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）に承継されるとともに、整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。）第29条の規定がなお適用されることとなるが、同条の規定は、長期間利用のない郵

便貯金について権利関係が不明確なることを防止するとともに、催告してもなおかつ利用されない郵便貯金を整理することによって事業の経済的、合理的な運営を図るために設けられたものと認識している。一方、銀行の預金については、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 522 条の規定が適用されるとともに、全銀協が定めた取扱基準により取り扱われているものと承知している。なお、株式会社ゆうちょ銀行に承継された郵便貯金については、銀行の預金と同様の取扱いとすることになると聞いている。

二の 3 及び 4 について

機構からは、通常郵便貯金について、旧郵便貯金法第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき預入又は一部払戻しの取扱いをしないこととされる前に機構が案内を発送した件数は、平成 19 年度は約 10 万 2000 件、平成 20 年度は約 17 万 8000 件、平成 21 年度は約 22 万 4000 件、平成 22 年度は約 43 万 1000 件であると聞いている。また、その後 10 年間その貯金の全部払戻しが無い当該通常郵便貯金について、旧郵便貯金法第 29 条の規定に基づき機構が催告書を発送した件数は、平成 19 年度は約 2 万件、平成 20 年度は約 4 万 1000 件、平成 21 年は約 4 万 2000 件、平成 22 年度は約 7 万 7000 件であると聞いている。なお、これらの案内及び催告書に対する回答は求めていないと聞いている。

二の 5 及び 6 について

旧郵便貯金法第 29 条の規定により権利が消滅した通常郵便貯金については、毎事業年度、機構において収益として計上され、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 44 条第 1 項の規定に基づき、その他の収益及び費用と合わせて損益計算された上で、積立金として整理されている。

当該積立金については、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 25 条第 3 項の規定に基づき国庫納付されることとなるが、国庫納付は、通則法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の決算処理終了後に行うこととされており、機構については、第 1 期中期目標の期間の最後の事業年度である平成 23 年度の決算処理終了後に初めて行うこととなっている。

そのため、現在までに、機構法第 25 条第 3 項の規定に基づく国庫納付の実績はない。

二の 7 及び 8 について

株式会社ゆうちょ銀行からは、いわゆる休眠預金の取扱いについて、現在、具体的な規定は定めていないが、預金者から払戻しの請求があれば支払うこととすることになると聞いている。

三の 1 について

国内の銀行、信用金庫、信用組合及び労働金庫に設けられている口座数は、平成 23 年 3 月末時点で約 12 億口座であると承知している。

三の 2 について

お尋ねについては、民間の経済活動の結果であり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

三の 3 について

34 の国及び地域並びに 2 つの国際的な機関が参加するマネー・ローンダリング等に関する金融活動作業部会（FATF）のマネー・ローンダリングに関する勧告において、金融機関は、匿名口座及び明

らかに偽名による口座を認めるべきではないとされていることは承知しているが、お尋ねについては承知していない。

三の 4 について

お尋ねのいわゆる仮名預金については、政府としてこれを認めた事実はない。

三の 5 について

お尋ねについては、政府として把握していない。

四の 1 について

お尋ねについては、政府としては、記録が存在しないため、確認できない。

四の 2 から 7 までについて

お尋ねについては、政府として把握していない。

五及び六の 1 について

外国では、国等がいわゆる休眠預金を公益等のために活用している例があることは承知しているが、我が国における休眠預金の活用については、現在、成長ファイナンス推進会議で検討を行っているところであり、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

六の 2 及び 3 について

いわゆる管理手数料を徴収するか否かについては、個別金融機関の経営判断に基づくものと考えており、その取扱いに関し、監督官庁が金融機関に対して何らかの要請や指導を行うことはない。

六の 4 について

いわゆる休眠預金については、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合及び漁業協同組合においても、各業界団体が取扱基準を定め、これに基づき取扱いを行っているものと承知している。